⑽　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組地域における再エネ創出・利用の取組について、適合条件を満たすこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号福岡合同庁舎新館５階　福岡労働局総務部総務課会計第３係　電話092―411―4745

⑵　入札説明書の交付　随時交付する。

⑶　入札書の受領期限　令和７年２月４日午前12時まで。

⑷　開札日時及び場所　令和７年２月４日午後１時30分　福岡労働局労働第二会議室

4　電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。

ただし、紙による入札書の提出も可とする。

詳細については、入札説明書のとおり

5　その他

⑴　入札書及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the Procuring entity : Nakayama Hajime, Director of the General Coordination Department, Fukuoka Labour Bureau.

⑵　Classification of the services to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity supply at 19 branches of Under Fukuoka Labour Bureau (18 institution). : About 1,877,633kWh Electricity

⑷　Delivery period : From 1 April 2025 through 31 March 2026

⑸　Delivery place : the place specified by the Director of the General Coordination Department

⑹　Qualification for Participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenderare those who shall ;

①　Have Grade “A, B or C on sale of product” in the Kyushu-Okinawa Area in terms of the qualification for participating in tendersby the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022, 2023 and 2024 ;

②　Not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;

③　Not be currently under a nomination stop as instructed by the Ministry of Health, Labour and Welfare ;

④　Prove neither the business condition nor credibilityis deteriorating ;

⑤　Do not perform business that violates the provisions of the Commercial Code and other laws and regulations ;

⑥　Prove to have no false statement intendering documents ;

⑦　Participate in social insurance, etc. (Ministry of Labour and Welfare pension insurance, health insurance, seamen insurance, national pension, labour accident insurance, employment insurance), and there is no delinquency in insurance premiums. (However, excluding those who are not obligated to join) ;

⑧　Not recieve administrative deposition by violation of Ministry of Healh, Labour and Welfarelaws and ordinances within the pastone year ;

⑨　Have registered in accodance with article 2―2 of the Electricity Utilities Industry Law ;

⑩　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2 ;

⑺　Time-limit of tender : 12 : 00 AM, 4 February, 2025.

⑻　Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.

⑼　Contact point for the notice : Third Accounting section of the General Coordination Department, Fukuoka Labour Bureau, Fukuoka Government offices New building 5F. 2―11―1 Hakata eki-higashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, Fukuoka 812―0013, Japan, Tel. 092―411―4745

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年12月11日

支出負担行為担当官

四国森林管理局長　竹内　純一

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　39

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　山地災害危険地区再点検調査業務

⑶　業務場所　四国森林管理局管内

⑷　業務内容　山地災害危険地区再点検調査一式

⑸　履行期間　契約締結日の翌日から令和７年11月28日まで。

⑹　本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

⑺　本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式又は郵送等（以下「紙入札」という。）に代えることができる。

⑻　本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。)）第85条の基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。)を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

⑼　本業務は、予定価格が100万円超え1,000万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から四国森林管理局が定める価格を下回った場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

⑽　⑻に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の「履行確実性」も評価を行う。

⑾　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和５・６年度の四国森林管理局一般競争参加資格者名簿における建設コンサルタント業務に係るＡ等級又はＢ等級に格付けされて登録されている者であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　建設コンサルタント登録規定（昭和52年４月15日建設省令告示第717号）に基づき「森林土木」部門の登録を受けていること。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　四国４県（四国森林管理局管内）に本店・支店又は営業所があること。

⑺　平成21年４月１日から令和６年３月31日までの間に元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した業務のうち、下